

第5章 屋外広告物に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

1 屋外広告物の基本的な考え方

屋外広告物※は、経済活動を行う上では必要不可欠なものですが、それと同時に看板の乱立、派手で無秩序に設置されたものは地域の魅力的な景観に影響を与え、良好な景観形成の阻害要素となっています。

本市では、千葉県屋外広告物条例に基づいて広告物等の制限等を行い、規制、誘導していますが、屋外広告物の表示及び設置を行う者に対して、基本目標や取り組み方針にある「魅力ある環境」に配慮することを求めていくとともに、第3章「行為の制限に関する事項」等により規制、誘導していきます。

①禁止広告物等 (千葉県屋外広告物条例第3条)

禁止広告物等として、下記のいずれかに該当する広告物等の表示又は設置をすることを禁止します

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・交通の安全を妨げるおそれのあるもの

②禁止地域等 (千葉県屋外広告物条例第4条)

禁止地域等として、広告物等の表示又は設置をすることが原則としてできない地域が下記のとおり定められています (例示)

- ・第一種低層住居専用地域 (緑ヶ丘、ゆたか、中部、東部台、本納駅東側、以上の地区及びその周辺地区の一部)
- ・知事が指定する区域
(千葉県外有料道路、首都圏中央連絡自動車道 (圏央道) など)
※一定距離の周辺区域を含む
※公共的なもの等、適用除外となる広告物があります
(千葉県屋外広告物条例第8条)

③禁止物件（千葉県屋外広告物条例第5条）

禁止物件として、広告物等の表示又は設置をすることが、原則としてできない物件（場所）が下記のとおり定められています

- ・道路及び鉄道等の橋りょう
- ・トンネル
- ・よう壁
- ・信号機
- ・郵便ポスト
- ・路面
- ・その他知事が指定したもの など
- ・歩道橋
- ・道路の石がき
- ・街路樹
- ・道路標識
- ・送電用鉄塔
- ・知事が指定する電柱、街灯柱

④許可地域等（千葉県屋外広告物条例第6条）

屋外広告物の表示又は設置に許可が必要な地域です
本市では、禁止地域を除き全て許可地域となります

屋上広告塔、壁面広告板、広告幕、壁面突出広告板、独立広告塔などの表示や設置に関する基準に基づき、適切な広告物等の表示又は設置を誘導します

なお、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）インターチェンジ及びその周辺の幹線道路等について、許可地域等に位置づけられた地域は、周辺景観に配慮したものとなるよう誘導します

2 屋外広告物の表示及び掲出に関する指針

屋外広告物等の表示及び掲出を行う場合は、以下の指針に配慮するものとします。

表示及び掲出に関する指針
・周辺景観に配慮した意匠・形態とし、調和のとれたものとする
・できる限りコンパクトに集約し、過度なデザインは避ける
・彩度が高いもの、蛍光色や原色の使用は避ける
・周辺に歴史的・文化的な景観の要素がある場合は、素材や色彩、形態を工夫するなどして、周辺景観に配慮する
・自然系地域では、周囲との調和を考慮して自然色を多く使う色彩や形態とし、表示方法や配置を工夫する
・住居系地域では、落ち着いた色彩、形態とし、表示方法や配置を工夫する